

平成26年第2回（5月）臨時会

東伊豆町議会会議録

平成26年 5月19日 開会

平成26年 5月19日 閉会

東伊豆町議会

平成26年第2回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（5月19日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例等の一部を改正する条例）	5
○議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	7
○同意案第1号 東伊豆町固定資産評価員の選任について	9
○日程の追加について	11
○発言の訂正について	11
○議案第24号 東伊豆町副町長の選任について	12
○動議の提出について	14
○閉会の宣告	16
○署名議員	19

平成26年第2回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成26年5月19日(月)午前9時32分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)

日程第4 議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第5 同意案第1号 東伊豆町固定資産評価員の選任について

追加日程第1 議案第24号 東伊豆町副町長の選任について

出席議員(12名)

1番 須佐 衛 君	2番 内山 慎一 君
3番 飯田 桂司 君	5番 村木 脩 君
6番 藤井 廣明 君	7番 栗田 成一 君
8番 森田 禮治 君	10番 鈴木 勉 君
11番 山本 鉄太郎 君	12番 居山 信子 君
13番 定居 利子 君	14番 山田 直志 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 太田 長八 君	教 育 長 金 指 善 郎 君
総務課長 鈴木 利昌 君	総務課参事 竹内 茂 君
企画調整課長 向井 青一 君	税務課長 正木 三郎 君
住民福祉課長 遠藤 一司 君	住民福祉課参事 齋藤 匠 君

健康づくり課長 鈴木秀人君
観光商工課長 梅原裕一君
建設産業課監 高村由喜彦君
消防長 久我谷精君

健康づくり課参事 鈴木嘉久君
建設産業課長 鈴木孝君
建設産業課参事 鈴木伸和君
兼 会計管理課長 鈴木敏之君

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 石井尚徳君 書記 木村昌樹君

開会 午前 9時32分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 勉君） それでは、改めまして皆様、おはようございます。

平成26年東伊豆町議会第2回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、当局におかれましては、太田町政のもと3期目がスタートし2カ月近くが経過するところでございますが、太田町長には今後4年間、町政のかじ取り役として「みんなが安心して暮らせるまち・笑顔があふれるまち」の実現に向け努めていただきたいと思います。

さて、本臨時会には専決処分に関する承認案が1件、条例の一部改正案が1件、同意案が1件提出されております。

議員各位におかれましては、十分御審議の上、円滑に議事を進行されますよう切にお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、平成26年東伊豆町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会いたします。

◎町長挨拶

○議長（鈴木 勉君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たりまして、3期目最初の議会でございますので、町民の皆様並びに議員各位に御挨拶を兼ね所信の一端を述べさせていただき、今後の町政運営への御理解と御協力を賜り

たいと存じます。

去る3月16日を投票日とする3期目の町長選挙に臨みまして、無投票で当選させていただきましたことにより、引き続き町政運営の重責を担わせていただくことになりました。町民の皆様を初め議員各位には温かい御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、1期目、2期目に引き続き、みんなが安心して暮らせるまち、笑顔があふれるまちを施政の方針に持ち、まちづくりへの取り組みを一層加速してまいりたいと考えており、この機会に私の町政運営につきまして、主たる施策を述べさせていただきます。

まず、基本姿勢といたしましては、町民の声に耳を傾け、活気あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

重要施策といたしましては、1点目といたしまして防災対策がございます。町内で犠牲者を一人も出さないという強い気持ちで、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、2点目といたしましては、観光振興計画に基づき基幹産業である観光振興の充実に取り組んでまいります。

次に、3点目といたしましては、地域医療のさらなる充実を図ってまいります。

4点目といたしましては、消防救急を初めとする広域行政への対応を図ってまいります。

次に、5点目といたしましては、人材の育成に力を入れてまいります。

これらの施策を与えられた任期4年間で着実に推進するためにも、町民並びに議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

さて、今年度最初のイベントとして、4月5日、6日に稲取高原クロスカントリーコース内で行われました花見のうたげですが、天候にも恵まれ、また、桜の木の満開時期と重なりまして、多くの町民や観光客に花見を楽しんでいただきました。出展者や各種団体等の皆様にはイベントに御協力いただき、厚く御礼申し上げます。さらに、共催したお花見ウォーキングも多くの町民や近隣からの参加者がございました。今後も健康増進を兼ねたこのようなイベントを進めてまいりたいと考えていますので、御理解を願います。

本臨時会の案件には専決処分の承認、条例の一部改正、さらには人事案件の御審議をお願いすることといたしております。

専決処分に関しましては、地方税法の改正に伴う町税賦課徴収条例の一部改正について処分をしたところでございます。

条例の一部改正に関しましては、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減世帯の所得基準が引き上げられたことにより、国民健康保険税条例の一部を改正するもの

であります。

また、人事案件につきましては、役場人事異動に伴い固定資産評価員の選任を提案させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

5月中旬とはいえ寒暖の差が大きい季節柄、議員各位におかれましては体調を崩されぬよう健康に御留意いただき、公私にわたる御活躍を御祈念申し上げまして、臨時会開会の御挨拶とさせていただきます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 勉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、12番、居山さん、13番、定居さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鈴木 勉君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町 税 賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（鈴木 勉君） 日程第3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

平成26年の税制改正により、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月20日に可決成立し、3月31日に公布されました。このことにより、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正を図ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（鈴木 勉君） 税務課長。

○税務課長（正木三郎君） ただいま上程されました専決承認第1号 東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、別紙資料をもって説明させていただきます。

お手元の資料をごらんください。

初めに、1といたしまして、第34の4関係、法人住民税法人税割の交付税原資化についてですが、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、消費税率8%段階において法人住民税法人税割の一部を国税化し、その税込額を地方交付税原資に繰り入れることとしました。都道府県民税の税率5%を1.8%減の3.2%に、市町村民税の税率12.3%を2.6%減の9.7%とし、平成26年10月1日から施行し、それ以後に開始する事業年度から適用します。また、国税として税率引き下げ分に相当する4.4%を地方法人税とし、消費税率10%段階においては、交付税原資化をさらに進めることとしています。

次に、2といたしまして、第84条及び附則第16条関係、軽自動車税の見直しについてですが、平成27年度分から軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車にあっては約1.5倍に、その他の区分の車両にあっては約1.25倍にそれぞれ引き上げます。

なお、軽四輪車等については平成27年4月1日に施行し、それ以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用することとしています。また、原付及び二輪車については平成

27年度分から課税税率を約1.5倍に引き上げ、2,000円未満の税率は2,000円に引き上げます。また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、平成28年度分から標準税率の約20%の重課を行うこととしました。

次に、3といたしまして、附則の第10条の2、10条の3関係、固定資産税の特例措置についてですが、新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の軽減措置について2年延長することとしました。また、耐震改修が行われた既存建物に係る固定資産税額の減額措置が創設され、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに一定の耐震改修を行った場合、住宅としての特例の対象なるものを除き、2年度分の対象建築物の税額を2分の1減額することとしました。ただし、1年度分当たりの減額は改修費用の2.5%までとなります。さらに、浸水防止等施設及び設備に係る特例措置が創設されました。

そのほか、地方税法の改正に伴う条項ずれの修正及び明確化等、関連規定の整備となります。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（鈴木 勉君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

— — — — —

◎日程第4 議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

○議長（鈴木 勉君） 日程第4 議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第28号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減世帯の軽減基準額が引き上げられたことにより、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（鈴木 勉君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木秀人君） それでは、ただいま提案されました議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明資料により概要説明をさせていただきますので、説明資料をごらんください。

国民健康保険税条例の改正ですが、低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減制度、7割、5割、2割軽減について、今回の改正につきましては、5割軽減と2割軽減の軽減基準額の引き上げをするものでございます。現在、5割軽減につきましては、納税義務者（世帯主）を除くこととなっており、これまで2人世帯以上が対象となっておりましたが、今回の改正により世帯主を加えることで単身世帯についても対象となります。また、2割軽減につきましては、被保険者1人につき35万円が加算されておりましたが、45万円に引き上げられます。これにより低所得者世帯の負担軽減を図る内容であります。

国民健康保険税の減額、第23条第2号及び第3号の軽減基準額の算定方法ですが、5割軽減の現行では、前年の合計所得金額33万円に世帯主を除く被保険者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯でございましたが、改正後では、前年の合計所得金額33万円に被保険者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯となります。2割軽

減ですが、現行では前年の合計所得33万円に被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯でしたが、改正後では、前年の合計所得金額33万円に被保険者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯となります。

例として、3人世帯での給与収入の場合で説明をいたしますと、5割軽減ですが、平成25年度までは給与収入が98万円から147万円の範囲でしたが、平成26年度からは98万円から177万円までの範囲となります。また、2割軽減ですが、平成25年度までは給与収入が147万円から223万円の範囲でしたが、平成26年度からは177万円から266万円の範囲となります。

それから、説明資料には記載されておりませんが、国民健康保険税条例の18条の改正につきましては、条項のずれによるものでございます。

附則ですが、施行期日として公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものです。また、適用区分として改正後の東伊豆町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（鈴木 勉君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 同意案第1号 東伊豆町固定資産評価員の選任について

○議長（鈴木 勉君） 日程第5 同意案第1号 東伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 同意案第1号 東伊豆町固定資産評価員の選任について、下記の者を東伊豆町固定資産評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取1789番地の2、氏名、正木三郎、生年月日、昭和38年12月25日。

提案理由を申し上げます。

平成26年4月1日付の人事異動により、税務課長を固定資産評価員として新たに選任するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 勉君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。同意案第1号 東伊豆町固定資産評価員の選任についての同意を求める件を採決します。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 御異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時52分

○議長（鈴木 勉君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（鈴木 勉君） お諮りします。ただいま町長より、議案第24号 東伊豆町副町長の選任についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第24号 東伊豆町副町長の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

資料配付のため、暫時休憩いたします。

この際、10時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時15分

○議長（鈴木 勉君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎発言の訂正について

○議長（鈴木 勉君） 町長と税務課長より、先ほどの説明書の一部読み違いがあることについて訂正をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（太田長八君） 訂正をお願いいたしたいと思います。

議案第23号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由の中で、議案第23号を28号と読み間違えました。議案第23号に訂正をお願いいたします。

○議長（鈴木 勉君） 税務課長。

○税務課長（正木三郎君） 先ほど説明させていただきました軽自動車税の見直しについて、第84条と説明いたしましたが、第82条ですので訂正とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

◎追加日程第1 議案第24号 東伊豆町副町長の選任について

○議長（鈴木 勉君） それでは、追加日程第1 議案第24号 東伊豆町副町長の選任についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 議案第24号 東伊豆町副町長の選任について、下記の者を東伊豆町副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取692番地の1、氏名、鈴木忠一、生年月日、昭和26年4月13日。
提案理由を申し上げます。

前任者の鈴木新一氏が任期満了により4月30日付で退任したため、後任の副町長として鈴木忠一氏を選任したいので議会の同意をお願いするものでございます。

鈴木忠一氏は役場職員として35年間の実務経験を有し、うち2年間は総務課長として職員をまとめ、着実な業務遂行能力を発揮しており、在職中誠実で穏やかな人柄により職員か

ら厚い信頼を得ていた人物でございます。

就任日につきましては、現在の勤務との兼ね合いで6月1日といたしたく、御理解をお願いいたします。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（鈴木 勉君） これより質疑に入ります。

1番、須佐さん。

○1番（須佐 衛君） 大切な人事案件につきまして水を差すようで申しわけないんですが、動議をさせていただきます。

私、この鈴木忠一さんという方、お会いしたこともない、どこかで会っているかもしれないですけども、お話を伺ったこともないんです。大切な人事案件ですから一度お話を聞く機会をつくっていただけないかどうか、そういう形のことをお諮りしていただきたいと思えます。

○議長（鈴木 勉君） 町長。

○町長（太田長八君） 副町長の案件、まずそういうことはありませんので、事前に議会と打ち合わせるなんてとんでもない話ですね。やっぱり自分が願った人、お願いしたい人なので、議会の皆さんどういった感情を抱くかという中で、事前に議会との話し合いということは今までやったことがありませんもので、その辺は御理解願いたいと思えます。

○議長（鈴木 勉君） 須佐さん、よろしいですか。

（何事か言う声あり）

○議長（鈴木 勉君） 12番、居山さん。

○12番（居山信子君） 議長、今質疑で……

○議長（鈴木 勉君） 質疑ですよ。

休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時22分

○議長（鈴木 勉君） それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

町長。

○町長（太田長八君） 訂正をお願いいたします。

私が副町長とした人事案件につきましては、全員協議会で説明したことはないと言いましたが、過去におきましてそういうこともあったということでもありますので、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木 勉君） ほかに質疑ありませんか。

1番、須佐さん。

○1番（須佐 衛君） そうしますと、町長は鈴木忠一さんにお会いしていろいろお話をされたんではないかと思うんですけども、この方はまちのかじ取り役としてどのようなお考えを持っているのか、そのことについて町長がお聞きした部分でお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木 勉君） 町長。

○町長（太田長八君） 前段でも言ったように、鈴木忠一氏はもう35年間の役場のあれがあります。私は外に出る機会が大変多いんでございます。やっぱり役場の中を取りまとめてほしい、そういう中で鈴木氏はそれは十分わかっております。町長と職員とのパイプ役、さらには町政に関しましては積極的によいまちづくりをお互いに行っていきましょう、私の、みんなが安心して暮らせるまち、笑顔があふれるまちづくりにつきまして、協力してやっていきたいと思いますという言葉はいただいております。

以上です。

○議長（鈴木 勉君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 質疑なしと認めます。

（「議長、動議」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） ちょっと待っていて。質疑がまだ終結されていないんですよ。終結してから動議を出すなら出してください。まだ質疑中なんです。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

◎動議の提出について

○議長（鈴木 勉君） ただいま、1番、須佐さんより町長の提案されました副町長の選任についての動議が提出されました。これより、1番、須佐さんより提出されました動議の内容について説明をお願いいたします。

1番、須佐さん。動議の内容について説明してください。

○1番（須佐 衛君） 先ほども少し述べましたが、私は今お話を聞くところによりますと、大変な人格者ですばらしい手腕を持っているということでありましたけれども、直接お話をしたこともないし、お話聞いたことも伺ったこともありませんので、そういう機会をつくっていただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木 勉君） この動議について賛成者の起立を求めます。

賛成者は起立してください。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 勉君） この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（鈴木 勉君） 休憩を閉じ再開をいたします。

ただいまの動議につきまして、休憩をとりまして議会運営委員会でお諮りをしたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（鈴木 勉君） 休憩を閉じ再開いたします。

議事進行上の理由により、11時まで休憩をいたします。

よろしくお願ひいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時59分

○議長（鈴木 勉君） 休憩を閉じ再開いたします。

先ほど、議運の開催をお願いいたしましたけれども、議運は開催されませんので御承知ください。

ただいま、1番、須佐さんから東伊豆町副町長の選任についての動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありましたので成立しました。

東伊豆町副町長の選任についての動議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順番を変更し、直ちに議題とすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順番を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 勉君） 起立少数です。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として日程の順番を変更し、直ちに議題とすることは否決されました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。これより議案第24号 東伊豆町副町長の選任についての同意を求める件を採決します。

本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 異議なしと認めます。よって、本案はこれに同意することに決まら

た。

鈴木さんにおかれましては、太田町長の右腕として、町政全般にわたる運営に御尽力いただきますことをよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木 勉君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

平成26年東伊豆町議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木 勉君） 御異議なしと認めます。よって、平成26年東伊豆町議会第2回臨時会を閉会します。

皆様、御苦勞さまでした。

閉会 午前11時01分